

# YOSHINOGARI



## 議会だより 吉野ヶ里

第12号



- 平成21年度当初予算…………… 2～3
- 質疑応答 …………… 4～5
- 平成20年度補正予算・条例 …………… 6～7
- 議案賛否状況 …………… 8
- 臨時議会 …………… 9
- 一般質問 …………… 10～21
- 視察研修報告(文教厚生常任委員会)…………… 22
- 訃報・北村一成氏逝去 …………… 22

吉野ヶ里保育園入園式 09.4.2(木)

### 3月定例会

【編集・発行】

佐賀県吉野ヶ里町議会

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321-2

TEL 0952-37-0338

【印刷】編集工房かよ

【発行年月日】平成21年4月30日

議会会議録がインターネットで見られます。

吉野ヶ里町のホームページ <http://www.town.yoshinogari.saga.jp/>

にアクセスし「吉野ヶ里町議会」「吉野ヶ里町議会会議録」をクリックしてください。

# 総合文化センター建設事業 設計費に 3,641 万円

## 一般会計当初予算 77億 1,379 万円

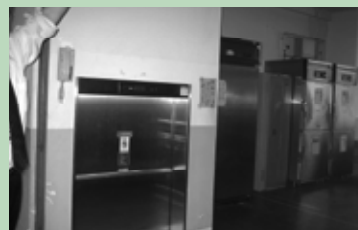
### 緊急雇用創出事業に 1,753 万円

#### 主な事業



東脊振中学校  
空調工事  
**7,707 万円**

三田川中学校  
エレベーター設置  
**2,262 万円**

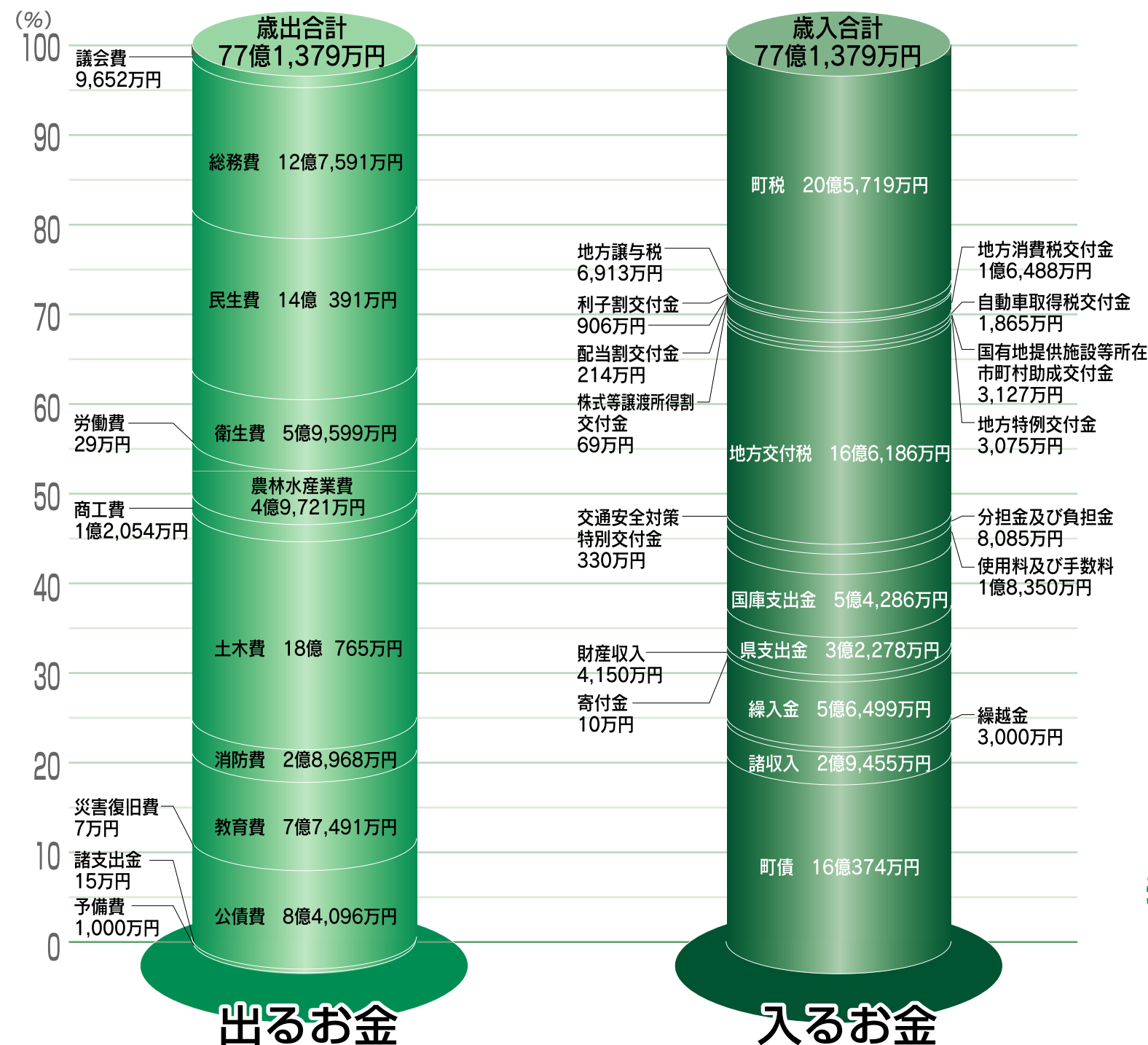


公営住宅建設事業  
**7 億 301 万円**

三田川庁舎・駐車場  
改修工事  
**1 億 2,540 万円**



児童入院医療費  
助成事業  
**60 万円**



平成21年3月定例会は  
3月6日から19日の  
会期で開催されました。

自主財源率 **42.2%**  
一般会計予算対前年度比  
5.5%の減

#### 会計別予算総額

| 会計      | 当初予算額      |
|---------|------------|
| 一般会計    | 77億1,379万円 |
| 国民健康保険  | 16億6,191万円 |
| 老人保健    | 222万円      |
| 下水道     | 7億4,022万円  |
| 簡易水道    | 244万円      |
| 後期高齢者医療 | 1億4,539万円  |

#### 一般会計

町民1人当たり  
**480,430 円**  
町人口16,056人  
(H21.4.1)

※町債とは借入金、公債費とは借入金の返済金です。



# 平成21年度一般会計予算 質疑応答

## 特別委員会から抜粋

### 歳入関係

増となっている。

**Q** 町民税が、前年度最終補正と比較して約1億2千万円（13・27％）の減収で計上されているが、これ位で収まる見通しなのか。

**A** ここ数年の動向などを勘案して前年最終補正比1億円程度の減収であるが、その範囲内で止まるだろうと考えている。

**Q** 地方交付税が、前年度最終補正と比較して9436万円の減で計上されているが。

**A** 地方交付税単独で比較するのではなく、財源不足拡大のための臨時財政対策債と合わせて比較すると2％の

**Q** 北部リサイクルセンターの資源物売却代100万円計上しているが、南部地区の実施計画は。

**A** 新年度の早い時期に場所・条件などを整理し、検討する。



▲資源物売却で100万円の収入見込み

**Q** 可燃・不燃物ごみ収集の変更に伴い、旧ごみ袋はいつまで

**A** 使用できるのか。現行の袋は、9月末まで使用できる。

**Q** 新旧袋の交換は、広域組合で協議し、早急にスタートさせるよう努力する。

**Q** 保育所運営に関して、保護者負担金を減額する理由は。

**A** 国の基準保育料は最高8万円であるが、町は4万6千円としている。

**Q** 減額の理由は、少子化対策の一環と考え、また、近隣市町との兼ね合いもある。

**Q** 保護者負担金を軽減している内容を保護者に周知すべきである。  
**A** そのようにしていく。

**Q** 地球温暖化防止対策補助金150万円の使途は。

**A** 学校校庭芝生化の県補助事業で、三田川・東脊振両小学校の芝生化を計画していく。

### 歳出関係

**Q** 雇用奨励金110万円の使途は。

**A** 進出企業と協定を結び、雇用が創出される企業に11人分の奨励金を交付する。

**Q** 嘱託職員賃金の算出基準は。

**A** 12万5千円が基本で、20万円、16万円、14万4千円の段階があり、仕事の内容により分かれている。



▲芝生化される東脊振小学校中庭

**Q** 町内の小学校に芝生化が計画されているが、芝の維持管理は誰が行うのか。

**A** 芝生の維持管理で一番重要なのが芝刈りであるので、通常の維持管理は学校内の教職員、児童で行い、保護者にもお願いする。

**Q** 三田川庁舎の改修及び駐車場などの整備が計画されているが、具体的な工事内容は。

**A** 庁舎内のトイレの改修と床及び壁のクロス張り替え、また、駐車場の拡張や舗装などの工事を計画している。



▲改修・整備が待たれる三田川庁舎駐車場

**Q** 商工会館補修工事補助金は丸がえではなく、自己負担も考えるべきでは。

**A** 見積もりでは、138万7千円となっている。補助は通常2分の1であるが、経済状況などの対策も含めて今回に限り100％に近い補助とした。



▲補修工事が予定されている商工会館

**Q** 合併浄化槽普及促進協議会会計は議会の監視が届かないこともあり、特別会計とした方がより明確になるのではないか。

**A** 特別会計にした方が、この事業全体になじむのかどうか検討する。

**Q** ごみ袋変更の件について説明を。

**A** 袋の種類が9種から6種に変更され、可燃物を大・小とし、空き缶、瓶を同一の袋にした。新聞雑誌・牛乳パックや有害ごみの袋を廃止したことなどである。

**Q** 葬祭場についてどのように考えているのか。

**A** 新年度の課題であり、関係するみやき町、神埼市と協議していく。

**Q** 吉野ヶ里歴史公園入口の町有地の利活用は。

**A** 土壌の汚染やコンクリート片の混入など問題があるが、早急に活用策を決めて、全体的に検討する。

**Q** 町営住宅解体工事は、町内のC・D級企業は入れないのか。地元業者への発注を努力するべきでは。

**A** この工事は補助級以上の業者になると思う。地元業者への発注は、指名委員会で検討する。



▲解体が進む第8住宅

**Q** 脊振千坊聖茶まつりの具体的な計画は。



▲3年前の脊振千坊聖茶まつり

**A** 大きくなり過ぎているので、利活用に向けて検討していく。

**Q** 東脊振校区の児童館建設は、どのように考えているのか。

**A** 建設に向けて考えているが、場所が決定していないので、当初予算には計上していない。規模なども含めて早急に決定し、補正予算で計上していく考えである。

**Q** 電算システムに関して、鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金が減額され、委託料は増となっているが、その効果は。

**A** 平成21年度は、機器購入があるのが高くなっているが、長期的に見ると安くできるのではないかと考えている。

**Q** 町有林のくぬぎの木をしいたけ部会などで利活用すべきでは。

**A** 今回は、3年に一回の大祭であるので、①記念イベント、②消費拡大イベント、③食のイベントを計画している。また、交通手段としては、ジャンボタクシーや運行ルート・時間の設定などを十分考慮したマイクロボスを運行する。

**Q** 起債の繰上償還、借り替えの考えは。繰上償還は実施するが、借り替えについては、検討した結果メリットがないので実施しなかった。



▲防災行政無線

**Q** 防災行政無線の導入が計画されているが、地区の放送施設との関係など多目的に活用できないのか。

**A** 基本的には地区の放送には利用できないが、町として有効に活用するため、地区の放送施設まで取り込まないと効果がないと考えている。また、町全体で43カ所を計画している。

**Q** 肺炎球菌予防接種の対象年齢は。65歳以上を対象に、2千円を補助する内容の新規事業である。



# 平成20年度補正予算

一般会計補正予算 3億7,401万2千円追加  
総額 79億1,518万2千円  
定額給付金 2億5,970万4千円

○繰越明許費 6億9,613万4千円  
○総務費 2億9,661万6千円  
○農林業費 3,317万6千円  
○土木費 2,343万7千円

## 平成20年度一般会計補正予算 質疑応答

**Q** 繰越明許費が6億9613万4千円と膨大な額の計上となつた理由は。

**A** 定額給付金事業2億5970万4千円をはじめ、臨時交付金事業等、追加交付が年度末に決定されたため、繰越明許費で実施する。

**Q** 土地建物売却代金3488万4千円の内訳は。

**A** 国道385号拡幅工事西石動地区1件、第6住宅建替残地1件、町道改良工事代替用地3件の計5件1152㎡の町有地を売却する。

**Q** 助金を50万円減額された理由は。

**A** 当初予算では100万円計上していたが、県単事業として採択され、50万円直接に

んにく部会へ交付されることになった。

**Q** 防火水槽有蓋設置工事はこの分か。

**A** 今年度7カ所の蓋設置の予定であったが、汚泥の抜き取りが必要になったため、追加補正の計上である。

**Q** 子育て応援特別手当支給費1316万4千円（全額国費）の支給方法は。

**A** 対象者は339人であり、給付費は1220万4千円である。支給手続きは、定額給付金の申請書と一緒に郵送し、郵送受付、直接集中受付で対応する。

**Q** 井堰8カ所改良、農業用水路水門改良工事1874万円は、この水門か。

**A** 対象者は339人であり、給付費は1220万4千円である。支給手続きは、定額給付金の申請書と一緒に郵送し、郵送受付、直接集中受付で対応する。



▲改良予定の井堰

**Q** トム・ソーヤの森管理委託料130万円及び臨時雇賃金90万円の減額理由は。

**A** キャンプ時期の夜間警備期日を72日間としていたが、実質27日間となった。臨時雇

## 地域活性化交付金事業 1億2700万円補正

**Q** 公営住宅地上デジタル放送受信状況調査及びエレベーター地震時管制運転装置設置工事の内容は。

**A** デジタル放送関係は、中の原、川原、立野、萩原団地4カ所分。エレベーター関係は中の原団地4棟分である。

**Q** 教育総務費教材機具購入費768万円の内容は。

**A** 臨時交付金による地上デジタルテレビ購入費である。三田川小学校36台、中学校3台、東脊振小学校16台、中学校3台、東脊振幼稚園6

賃金については、今年からシステムを変えた成果である。

**Q** 消防費小型動力ポンプ積載車購入は、この分か。

**A** 北部第3分団第2部（下石動）の積載車買い替である。

**Q** 東脊振中学校屋外便所設置工事1596万3千円は、21年度当初予算で計上すべきではないか。

**A** 文部科学省の補助事業として、21年度に予定していたが、地域活性化交付金事業として前倒しになり、繰越明許で着することにした。

**Q** 繰上償還金5千万円の内訳は。

**A** 利息6%以上の町債18件で、内14件が上水道出賃債である。

## 主な条例

### 新しく制定された条例 ○吉野ヶ里町長寿祝金支給条例（全員賛成）

75歳以上に支給している敬老年金を見直し、高齢者に対し敬老の意を表し、健康と長寿を祝福するため、長寿祝金を別表のとおり支給する。

受給資格者は、その年の4月1日から翌年3月31日までの間に当該年齢に到達する方である。

祝金の支給は、基準日を9月1日と定め、毎年9月に支給する。  
※この条例制定により、吉野ヶ里町敬老年金支給条例を廃止する。

| 祝金の額 |      |
|------|------|
| 75歳  | 1万円  |
| 77歳  | 1万円  |
| 85歳  | 2万円  |
| 88歳  | 3万円  |
| 95歳  | 5万円  |
| 100歳 | 10万円 |

### 一部を改正された条例 ○吉野ヶ里町課設置条例の一部を改正する条例（賛成多数）

合併以降、五ヶ山ダム及び水源地域振興に関す

ることについて、ダム対策において精励してきた。また、町有財産についても平成20年10月補償確認書の締結により、一定の区切りができた。

平成21年度から行政機能の集約とともに、機構の縮減を目的として、ダム対策課を廃止する。

**Q** 福岡県からの地域振興負担金が7

カ年延長され、振興策20事業40億円が22年度以降に延期されており、むしろ強化すべきではないか。

**A** 福岡県との振興策に関することや水没者協議会については企画課内にダム対策係を設け、経験者を配置することです十分対応できる。

## 反対討論

ダムの完成が29年度に延期され、水源地域振興策も7割を残している段階で、ダム対策課の統合は時期尚早である。

### ○吉野ヶ里町東脊振温浴施設条例の一部を改正する条例（全員賛成）

温浴施設内にトイレ休憩棟、バーベキュー棟及びグラウンドゴルフ場設置に伴い、同施設の利用料金が定められた。

利用料金は、グラウンドゴルフ場1人1時間当たり200円。バーベキュー棟2時間以内2500円である。



## 下水道会計

### 過年度未払い金8件 担当課長他4名を処分

去る3月6日、議会全員協議会において、下水道特別会計予算で過年度未払い金8件、171万3188円が、別紙のとおり報告された。

平成20年3月、契約相手の再請求により、環境課（下水道係）の調査で未払い8件が判明、11月19日町長、副町長へ課長から報告された。

この事件に関し、課長、参事、副課長を文書訓告、後任の参事、担当者を口頭注意の処分をしたとのことである。

**Q** 委託料、工事請負費に過年度未払い分が計上されている。

**A** 自治体において未払い金等あつてはならない事案であり、再発防止策として、どのような事務改善をされたか。

**A** 未払い再発防止策として、事務処理未済といった初歩的ミスがないように、まず起工同一が大前提であることを再認識した。

一人の職員がすべてを事務処理することがないようにし、課内の職員が伝票起票状況を把握できる体制にして、チェック体制の強化を図ることにした。

**Q** 担当課長他4人は、文書訓告、口頭注意の処分を科したとのことであるが、町長、副町長は自らの処分をどうするのか。

**A** 今回の事案について県内市町の状況を調査し、県の市町村課とも協議して、県内の処分事例に準じた処分とした。

**Q** 町長、副町長は、自らを「律する」ことなく、組織的に示しがつくのか。

**A** 町としての処分は、ミスの程度により判断すべきと考えている。

|                      |            |             |
|----------------------|------------|-------------|
| 1 浄化センター沈砂池清掃委託      | 39,120円    | H18.2、H18.3 |
| 2 箱川処理場沈砂池清掃委託       | 32,380円    | H18.6       |
| 3 前川、西部、横田の沈砂池清掃委託   | 97,140円    | H18.12      |
| 4 下水道マンホールポンプ内沈砂清掃委託 | 42,000円    | H19.2       |
| 5 箱川処理場污泥採取時清掃委託     | 551,250円   | H18.4～H19.3 |
| 6 横田5号中継ポンプ採取清掃委託    | 49,558円    | H18.4       |
| 7 前川、西部、横田中継ポンプ槽清掃委託 | 618,240円   | H18.12      |
| 8 西部・横田処理場建屋屋根補修工事   | 283,500円   | H18.10      |
| 合計                   | 1,713,188円 |             |



# 町政へ物申す

## 臨時議会

3月27日、北村一成議長から体調不良による議長辞任の辞表が提出され、本会議において辞職が許可された。  
後任の議長に副議長の重松操氏を指名推せん、副議長に産業建設常任委員長の手塚隆美氏を選出した。



手塚隆美 副議長



重松操 議長

### 議長就任のあひう

3月27日の臨時会におきまして、議長に選任されました。誠に身に余る光栄であり、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

吉野ケ里町は、「人と緑と弥生の歴史が結び合う、笑顔あふれる、わ」のふるさと」を目指しています。しかしながら、地域経済の活性化、地球規模で進行している環境問題や、高齢化社会への対応、地方分権改革の推進、町民の安心・安全確保対策、

### 副議長就任のあひう

国営吉野ケ里歴史公園をはじめとする歴史・文化資源の活用など多くの課題が山積しております。

町議会といたしましても、こうした課題に全力で取り組みむとともに、執行機関へのチェック機能の強化、議会の公開と情報提供の充実、議員自らの政策形成能力の向上等、さらなる議会の活性化・透明化を進める決意でございます。

町民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

議長 重松操

このたびの臨時会において、副議長に選出されました。誠に身に余る光栄であり、その責任の重大さを痛感するものであります。

もとより、浅学非才の身ではありますが、経験豊富な重松議長のご指導を仰ぎながら、議員各位のご協力をいただき、議長を補佐し、課せられた職務に誠心誠意取り組んでまいります。

吉野ケ里町には、現在多くの課題がありますが、

町当局とともに、町民の皆様への「声」に耳を傾け、町民、行政、議会が一体となり、山積する諸問題に取り組みなければならぬと考えています。

吉野ケ里町の将来を展望し、夢と希望をもてるまちづくりに邁進したいと思っております。

町民の皆様のご指導、ご協力を心よりお願い申し上げます。

副議長 手塚隆美

## 3月

## 定例会案件賛否状況

|  |                          |                          |                       |                      |                       |                         |                   |                                 |                             |                                |                          |                                    |                 |                         |                                |                          |                             |                         |                                   |                         |                    |                                             |                                   |                      |               |                      |                       |               |   |
|--|--------------------------|--------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------|------------------------------------|-----------------|-------------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|---|
|  | 平成二十年度吉野ケ里町一般会計補正予算(第九号) | 平成二十年度吉野ケ里町後期高齢者医療特別会計予算 | 平成二十年度吉野ケ里町簡易水道特別会計予算 | 平成二十年度吉野ケ里町下水道特別会計予算 | 平成二十年度吉野ケ里町老人保健特別会計予算 | 平成二十年度吉野ケ里町国民健康保険特別会計予算 | 平成二十年度吉野ケ里町一般会計予算 | 平成二十年度吉野ケ里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号) | 平成二十年度吉野ケ里町下水道特別会計補正予算(第四号) | 平成二十年度吉野ケ里町国民健康保険特別会計補正予算(第四号) | 平成二十年度吉野ケ里町一般会計補正予算(第八号) | 吉野ケ里町吉野ケ里公園駅コミュニティホールの指定管理者の指定について | 吉野ケ里町国土利用計画について | 吉野ケ里町国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町簡易水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町東脊振温浴施設条例の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町企業立地奨励に関する条例の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 児童福祉法第五十六条による費用徴収に関する条例の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町証明等手数料条例の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町税条例の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町課設置条例の一部を改正する条例 | 吉野ケ里町長寿祝金支給条例 | 吉野ケ里町敬老年金支給条例を廃止する条例 | 吉野ケ里町児童入院医療費の助成に関する条例 | 吉野ケ里町合併振興基金条例 |   |
|  | 結 果                      | 可決                       | 可決                    | 可決                   | 可決                    | 可決                      | 可決                | 可決                              | 可決                          | 可決                             | 可決                       | 可決                                 | 可決              | 可決                      | 可決                             | 可決                       | 可決                          | 可決                      | 可決                                | 可決                      | 可決                 | 可決                                          | 可決                                | 可決                   | 可決            | 可決                   | 可決                    | 可決            |   |
|  | 表決数                      | 13<br>0                  | 13<br>0               | 13<br>0              | 13<br>0               | 8<br>5                  | 13<br>0           | 13<br>0                         | 13<br>0                     | 13<br>0                        | 13<br>0                  | 13<br>0                            | 13<br>0         | 13<br>0                 | 13<br>0                        | 13<br>0                  | 13<br>0                     | 13<br>0                 | 13<br>0                           | 13<br>0                 | 13<br>0            | 13<br>0                                     | 13<br>0                           | 13<br>0              | 13<br>0       | 13<br>0              | 13<br>0               | 13<br>0       |   |
|  | 伊 東 和 孝                  | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ○                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 大 隈 正 道                  | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ○                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 筒井佐千生                    | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ●                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 古 賀 政 信                  | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ○                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 手 塚 隆 美                  | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ○                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 吉 富 利 春                  | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ○                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 真 木 良 文                  | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ○                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 多良光英                     | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ○                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 城 島 敏 行                  | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ●                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 立 石 良 雄                  | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ●                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 古 賀 明                    | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ○                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 中 島 正 晴                  | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ●                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 古賀新太郎                    | ○                        | ○                     | ○                    | ○                     | ●                       | ○                 | ○                               | ○                           | ○                              | ○                        | ○                                  | ○               | ○                       | ○                              | ○                        | ○                           | ○                       | ○                                 | ○                       | ○                  | ○                                           | ○                                 | ○                    | ○             | ○                    | ○                     | ○             | ○ |
|  | 重 松 操                    | －                        | －                     | －                    | －                     | －                       | －                 | －                               | －                           | －                              | －                        | －                                  | －               | －                       | －                              | －                        | －                           | －                       | －                                 | －                       | －                  | －                                           | －                                 | －                    | －             | －                    | －                     | －             | － |
|  | 北 村 一 成                  | 欠                        | 欠                     | 欠                    | 欠                     | 欠                       | 欠                 | 欠                               | 欠                           | 欠                              | 欠                        | 欠                                  | 欠               | 欠                       | 欠                              | 欠                        | 欠                           | 欠                       | 欠                                 | 欠                       | 欠                  | 欠                                           | 欠                                 | 欠                    | 欠             | 欠                    | 欠                     | 欠             | 欠 |

※議席番号順

○=賛成 ●=反対 欠=欠席



# いまだにできない障害者専用の駐車場の区画線・表示板設置



城島 敏行 議員

【社会教育課長】現在発注しており、近々設置される

問 平成20年9月議会で質問していた中央公園に障害者専用駐車場の設置について、社会教育課長は、「西側の駐車場は白線が消えかかっているが、今後は障害者の方の利用も増えてくる」と予想されるので、できる所から取り組んでいく」と答弁されたが、いまだに設置されていないのはなぜか。

区画線、表示看板については、現在発注をしているので、近々設置される。トイレの段差解消は、擦り付けスロープで解消できるが、トイレの間口が狭小で、車椅子での出入りができなく、大々的な改修が障害者専用トイレの設置かを検討している。また、多くの利用がある温水プールのトイレを21年度に和式から洋式に改修する予定である。

答 社会教育課長 障害者専用駐車場の



▲大々的な改修が必要となるトイレ入口

問 中型バス・巡回バスに有料広告を

答 総務課長 中型バスは自治宝くじ補助で購入している関係で、県と協議したが、県からは「有料広告は差し控えてください」との回答であった。

問 巡回バスの有料広告については、西鉄バスとの協議が必要であり、昨年12月に町内誘致企業に話をしたが、企業からの参加し出がなかった。

問 施術券を町内のカイロプラクティック・整体に広げては

答 福祉課長 はり・きゅう施術給付条例改正で12回の施術を24回に増やし、高齢者のはり・きゅう施術の機会を増やすことになったが、利用機会をさらに広げるために、町内で開業されている保険適用ができる整体師にも、検討する。

様式第2号(第3条関係) 平成21年度 はり・きゅう等の施術券

| 交付番号 | 第1号   | 高齢者 | 平成21年4月8日発行 |
|------|-------|-----|-------------|
| 氏名   | 住所    | 性別  | 生年月日        |
|      | 吉野ヶ里町 | 男   | 500.0       |

施術券使用上の注意

1. 施術券は、本券に記載された者のみしか使用できません。従って他に譲渡したり売買することはできません。
2. 本券によるはり・きゅう等の施術は、役場の指定する施術部に限り使用できます。
3. 本券は、平成22年3月31日以降は使用できません。
4. 本券は、1人につき年24枚以内を発行します。

| 施術年月日  | 年 | 月 | 日 |
|--------|---|---|---|
| 施術の種類  |   |   |   |
| 施術料    |   |   | 円 |
| 施術師の氏名 |   |   |   |

吉野ヶ里町長 江頭 正則

▲施術券(カイロプラクティック・整体にも広げては)

# どうする！北部地域の町道・橋梁整備

【建設課長】道路マスタープラン策定で具体化する



中島 正晴 議員

問 旧東脊振村では、平成15年3月道路マスタープランを策定し、田手川改修事業、ダム水源地域振興策事業、地方道路整備事業による道路網の整備計画が示されていたが、田手川改修、ダム建設の遅れ、町村合併などにより岩倉線以外の道路、橋梁改良事業が、いまだ着手の運びになっていない。

答 建設課長 町の道路網として位置づけた場合、公共性の高い路線であり、再度地権者の理解が得られるよう、協議を進めたい。

問 学校橋の改修については、土木事務所と未協議であった。その理由は、当時ダム水没者の集団移転地が学校橋東南に予定されていたため、ダム振興策で計画されていたが、移転地の変更で手つかずである。

答 建設課長 具体的な検討は行っていないが、21年度予定している道路マスタープラン策定の際、具体化に向けて改めて検討する。

問 新年度策定される

答 建設課長 町の道路網として位置づけた場合、公共性の高い路線であり、再度地権者の理解が得られるよう、協議を進めたい。



▲早期改修工事が望まれる学校橋(石動地区通学路)

問 いまだ具体化されない総合文化センター建設

答 平成20年3月17日の委員構成で決定した町長の諮問機関である「総合文化センター建設検討委員会」は、一年経過しても答申が得られていないが、どのような審議を行っているのか。

問 また、260万円予算計上されていた設計コンサルタントへのプランニングはどうされたか。

答 社会教育課長 検討委員会は5回開催し、年度内にあと1回行う予定である。審議内容は、類似施設建設候補地の検討など3回。先進地視察として田主丸町や熊本県美里町、合志市の3施設を視察した。基本計画のプランニングまでには至っていない。

問 検討委員会に文内容化センター建設の内容は、どのようなことを諮問されているのか。

答 社会教育課長 町周辺にある類似施設の大ホール、研修室、視聴覚室、和室、利用状況などのデータを参考に検討いただいている。図書館については、6万冊、1000㎡を目標に検討している。

問 総合文化センターは複合施設となるが、文部科学省、防衛省などの補助対象メニューを検討しているのか。

答 社会教育課長 県など各方面に補助事業の有無について尋ねているが、近年このような施設に対する補助事業が廃止されているとのことである。

問 防衛省の施設周辺生活環境の整備などに関する民生安定事業での可能性があり研究したい。

問 総合文化センター建設に合併特例債の活用はできないのか。

答 財政課長 今は考えていないが、今後十分検討したい。



# 本線を変更する安全対策・信号機設置を

【建設課長】三方向に周知看板を神埼警察署と協議する



多良 光英 議員

**問** 町道田手村目達原線から町道立野線を本線とした経緯と安全対策は。

**答** 建設課長 本戦橋東側交差点の交通量調査を行い、約6割の



▲本戦橋から立野・田手目達原線へ

手村目達原線は基本全幅が14.5m、立野線は9mであり、停止線の変更のみでは不安。信号機設置を

交通量が立野方面に流れている。神埼警察署との協議を行った結果、優先方向を変更した。安全面は一時停止線の変更、三方向に周知看板を設置し、広報でもお知らせしたい。

**問** 変更は、安全面が心配。旧三田川町時は習慣的要素が重要というところで現在に至っている。また、今後の計画で田

考えるべきでは。

**答** 建設課長 歩行者やドライバーの安全をどのように図るか決まった段階で対応したい。神埼警察署と協議する必要がある。

**問** 防衛省補助事業として町道田手村目達原線、自衛隊西門南交差点から本戦橋まで拡幅計画がある。通学路であり早期に対応していくべきである。

**答** 建設課長 事業ベースとして平成20年度は73.8%の進捗状況、21年度に土地・補償物件の交渉を進め、工事に着手し、平成23年度に完了予定である。

●車道幅員3m 2車線  
●両歩道3.5m  
●路肩0.75m(両側)

久留米分岐点の渋滞緩和は

**問** 県道吉野ケ里公園線から国道34号に出る交差点付近は、目達原地区住民のライフラインであるが、日頃から渋滞が激しく、日常生活に支障をきたしている。地元からの要望書も提出



▲久留米分岐点付近

されているが県との協議は。

**答** 建設課長 「久留米分岐から目達原祇園社間の拡幅は県の財政状況から困難。交差点手前に右折車線を設けて、ある程度の渋滞解消に努めたい。平成22年度県の単独事業として調査費を県へ予算要望している。」と神埼土木事務所から回答があった。

**答** 町長 土木事務所長・副所長とともに朝夕の現場を見た中で混雑を理解され「交差点付近の改良は前向きに検討する。」と回答をもらっている。

ホームページ更新は

**問** ホームページ更新を平成20年3月に質問して一年が経過し、いまだにトップページだけの更新だが、今後の計画は。

**答** 企画課長 平成21年度予算の中で情報系のシステム更新を考えている。

サーバーの購入と構築を、できるだけ早い時期にスタートできれば、余裕がない状況が解消されるので、ホームページに取りかかれる。各課の横断的な組織をつくり、内容の充実を図りたい。

**問** バナー広告は町財政が苦しい中募集していくべきでは。

**答** 企画課長 現在は、トップページに余裕がないので考えていない。

サーバー更新後、ホームページを作る際には考えていきたい。

# 歴史公園北口連結道路の計画はどうなっているか

【建設課長】再度テーブルにのせて事業化すること也不可能ではない



手塚 隆美 議員

**問** 国道385号田手交差点信号と町道の信号の連結について、二つの信号が別々のため車の流れが悪く、特に朝夕は混雑がひどい。

また、国道34号側に右折標示がないため無理に右折してくる車が多く非常に危険である。右折標示の設置はできないか。

**答** 総務課長 神埼警察署に問合せたが、色々なことを考慮し、現在は考えていない。また、右折標示も34号が混雑するので現在は考えていない。

**問** 国道385号に路上標示はできないか。例えば路上に発光ペン

キ等で「十や丁の印」などの標示はできないのか。

**答** 建設課長 新年度予算や場所等を含め神埼土木事務所と協議していく。

**問** 歴史公園北口連結道路の計画はどうなっているか。

この道路は、旧東脊振村道路計画では最優先道路であったが、現在はどのようなになっているか。

**答** 建設課長 平成15年度に地区説明会を開催した。ある地区では賛成を得たが、一部の地区で他事業との関連から同意を得るまでには至らず、事業を断念した。

しかし、平成20年度になり「当時は行政側の話の進め方がまずかったので反対したが、話の進め方次第では反対する必要はない」とのことであり、この道路は東脊振村道路マスタープランに計画された道路でもあるので、再度テーブルにのせ事業化するのも不可能ではないと考える。



▲待たれる歴史公園北口連結道路

地元の区長さんで意見をまとめてもらえば大変ありがたいことである。

**緊急雇用創出事業交付金について**

**問** この事業で森林や竹林の伐採や整備はできないか。

山麓部では高齢化や労働不足で森林や竹林が荒れている。この事業を生かし、山の整備・再生はできないのか。

特に学校林の手入れ、

地区分収林の手入れ、その中で杉林に竹が入り込み大きな被害がでているので、早急な対策が必要である。

また、この事業で山からでる間伐材や竹などを利用しイノシシ対策はできないか。

**答** 農林課長 森林作業員による身近な自然の再生を含めた森林整備の強化を通じ、環境保全を図る事業があったので新規雇用4人で林道

若い職員は多くの職場体験を

**問** 職員の人事はどのように行っているのか。

若い職員は、多くの職場を学んでほしい。また、課長や副課長の人事はどのように行っているか。

**答** 副町長 町長の指示もあり若い職員は多くの職場を体験、学べるように考えている。課長・副課長は適材適所、庁舎及び課全体で考えている。



# 合併による行政改革の検証は

【総務課長】行政改革推進委員会を定期的に行っている



伊東 和孝 議員

**問** 合併して3年経過したが、合併の最大の目的は行政の効率化、財政の健全化、すなわち行政改革である。

行政の無駄を洗い出し、一定の効果がでていないと

検証をどのようにしているのか。

**答** 総務課長 本町においては、合併による行政改革推進の調査審議をするため、平成18年11月1日を第一回として、行政改革推進委員会を4回開催し、町の財政状況や職員の定数管理等を審議している。

行政改革においては、一定の効果がでていないと

判断している。

**問** 本町が各種団体や各部会に出している補助金等は、正確に精査されているのか。出し放しになっていないのか。

**答** 社会教育課長 各種10団体に602万3千円の補助金を出しているが、活動報告書等により精査している。

今後は、内容の精査もして行く。

**問** 農林課長 20部会で、472万円の補助金を出している。今後は、活動報告はもう一つ、成果等も精査していく。

**答** 合併時の公用車39台が、現在44台になっている。5台増加しているが、合併の効率化に反していると思う。また、各課管理になっ

|       |         |    |                         |
|-------|---------|----|-------------------------|
| 三田川庁舎 | 総務課     | 3  | 中型バス1台含む                |
|       | 財政課     | 3  |                         |
|       | 企画課     | 2  |                         |
|       | 税務課     | 2  |                         |
|       | 住民課     | 3  |                         |
|       | 環境課     | 5  | 浄化センター2台<br>リサイクルセンター1台 |
| 東脊振庁舎 | 学校教育課   | 1  |                         |
|       | 社会教育課   | 3  |                         |
|       | 吉野ヶ里保育園 | 1  |                         |
|       | 保健課     | 5  | 訪問介護用2台含む               |
|       | 福祉課     | 3  | 訪問介護用2台含む               |
|       | 商工観光課   | 1  |                         |
|       | 都市計画課   | 2  |                         |
|       | 建設課     | 4  |                         |
|       | 農林課     | 2  |                         |
|       | 農業委員会   | 1  |                         |
|       | 幼稚園     | 1  |                         |
|       | 社会福祉協議会 | 2  | リフト付きバス1台含む             |
| 合 計   |         | 44 |                         |

職員の抑制はされているのか。合併協議会で合併当時157人、22年度目標149人となっている。現在151人で来年の退職者を見込むと、目標通りの推移になるが、本来、合併は人件費等の削減が一番の目的であると思う。正職員を減らして嘱託職員、臨時職員等の起用の考えは。

いるため、課が増えたことによって公用車が増加したのではないかと。行政改革に逆行していると思う。

**答** 財政課長 確かに公用車が増えている。各課に管理をさせているのは、あくまでも管理であって、使用するのとはどの課でも使用できるようにしている。

**問** 職員数の抑制はされているのか。

合併協議会で合併当時157人、22年度目標149人となっている。

現在151人で来年の退職者を見込むと、目標通りの推移になるが、本来、合併は人件費等の削減が一番の目的であると思う。正職員を減らして嘱託職員、臨時職員等の起用の考えは。

現在151人で来年の退職者を見込むと、目標通りの推移になるが、本来、合併は人件費等の削減が一番の目的であると思う。正職員を減らして嘱託職員、臨時職員等の起用の考えは。

**答** 副町長 今後定年退職者が増加していく中で、職員の起用も検討していかなければならないと思う。

**問** 現在、職員は1級から6級の職階制と号級による給与体系になっているが、役職である4級から6級の職員が全体の約半分である。民間では、とても考えられないことである。本町のみならず、他町も同様であると思う。

本町でも、級別職員定数制度を考える時期に来

ていると思う。

現在国の公務員制度は、定数制になっているが、町長の考えは。

**答** 町長 現在本町においても、年々定年退職者が増えている。

平成25年までに約40人が退職を迎えることになる。そういったことを考えると、今後は若い職員の昇格とか、嘱託職員採用、中途採用などを積極的にに行い、即戦力になるような人材を確保して、行政運営をしなければなら

●等級別職員数

| 職員数  | 6級 | 5級  | 4級  | 3級  | 2級  | 1級  | 平均年齢  |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 151人 | 9人 | 36人 | 32人 | 49人 | 14人 | 11人 | 43歳2月 |

●定年退職予定者数

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数 | 6人  | 5人  | 5人  | 10人 | 10人 | 7人  | 6人  |



▲同一敷地内にある東脊振小中学校

**答** 町長 旧東脊振商工会で商品券を発行していたが、あまり売れなかった経過がある。熊本県菊池市で「プレミアム」付きの商品券を発売するとの情報等もある。

財源の問題もあるが、消費拡大と地域活性化をめぐり、今後検討する。

**問** 中学校に進学する時、環境の変化から学業不振になり、不

小中一貫教育

中学校に進学する時、環境の変化から学業不振になり、不

登校の問題を解消する方法として、併設している小学校中学校では、小中一貫教育が行われているが、東脊振小学校・中学校は同一敷地内にあり、取り組みができると思うが。

**答** 教育長 小中一貫教育は、学校教育が抱えるさまざまな課題を解消する方法として大きな流れとなっている。

義務教育の9年間に

ける育ちと学びの連続性を確保し、計画的、効率的な教育指導を行うのに適

した制度だと思つ。

本町では、小中連携の形で教育を行っている。三田川校区では、小中連携「学び支援プロジェクト事業」がある。

町内四校の取り組みとしては「オンライン事業」や中学校の先生が小学校に出向く出前授業、小中合同の研究会、子ども達の行事の交流を行う等、適切な指導を行っている。

# 商品券は今後も継続するか

【町長】財源の問題もあるので検討する



古賀 新太郎 議員

**問** 商工会で発行する商品券に、町の予算で「プレミアム」を付け発行しているが、今後の商業振興につなげるため、一回限りでなく、継続性を持たせるべきと思うが、今後どのように考えているか。

**答** 商工観光課長 今回の商品券発行は、国の緊急経済対策の一環であり、来年度は交付金はないが、商工会としては、この事業を継続したい意向である。

町の財源の問題もあり検討したい。

**問** 合併しない町として全国に有名な福島県矢祭町では、町の活性化の一環として、町商工会が発行する「スタンブ券」で固定資産税、保育料など公共料金の支払

いができるように取り組んでいる。敬老祝金、消防団員や区長の報酬の一部を「スタンブ券」で支払うなど、色々な取組みをして納税意識の向上と地域振興、地域経済に役立てている。

「この制度が始まってから買物客が地元商店に戻った手応えを感じる」と商工会の役員は話している。

町長は今後もこの事業を継続していくのか。

町長は今後もこの事業を継続していくのか。

町長は今後もこの事業を継続していくのか。

町長は今後もこの事業を継続していくのか。



▲商品券を販売する商工会職員



# 保育料の保護者負担金の徴収について

〔保育園長〕福祉課とタイアップし徴収に力を入れている



筒井 佐千生 議員

**問** 全国で、過去5年間の保護者負担金滞納が89億5千万円程ある。各自治体も徴収に大変苦労しているというが、本町の収納状況及び滞納状況はどうか。

**答** 福祉課長 現年度分の収納状況資料①、滞納繰越分については資料②の状況にあり、昨年の決算では23%となっている。

**問** 滞納者等への徴収方法はどのようなものか。

**答** 福祉課長 □座振替301人、納付書手納め50人である。滞納者へは、電話及び各保育園の園長に納付指導をお願いしている。

**問** 出生祝金や、児童手当等は窓口支給となっていると思うが、福祉課長、どうしても納めない方には、年3回の児童手当、あるいは出生祝金の該当者がおられたら、その場で承諾を得て徴収している。

**答** 町立保育園の徴収率が悪いが、保育園長、福祉課とタイアップし、徴収業務に力を入れている。

**問** 現年度分の収納率を上げることにより、滞納繰越分は少なくなる。そのためには毎日2回顔を合わせる「徴収委託契約をしたかどうか。」

**答** 福祉課長 今後は、検討する。

**問** 不納欠損処理するよりも委託業務の予算を計上し、支出した方が平等性があると思う。他県で実施され徴収率がアップしている聞く。

**答** 福祉課長 法的にも認められているが、県内ではない。

**問** 県内で取り組んでいるところがないからしないのではなく、実績があがっていることであるから、取り組んだらどうか。

**答** 福祉課長 今後、定額給付金は全額振込みされるとのことだが、なんらかの滞納がある方は、現金での支給はできないか。企業課長 基本的には振込みであり、特定の方々のみ現金というのは、事務の複雑化から不可能である。

学校教育の現状は

**問** 町長施政方針で「魅力ある学校づくり事業」を進めるとのことであるが、学力向上対策に取り組まれている中、どのような評価を得ているか。

**答** 学校教育課長 以前は東背振小・中学校の学力低下により、村費で学力向上支援員として、両学校に各2人配置し成果があつたが、平成19年度に廃止、現在「特別教育支援員」及び「小中連携推進教員」を配置し学校生活や学習支援の充実を図ってきた。

**問** クラス編成についてどのような状況にあるのか。また、小中一貫校へ何人行くのか。

**答** 教育長 現在、両学校ともに80人前後となっている。小中一貫校への進学や保護者の転出が多く、その反面、転入が少なく、学級編成に心を痛めている。

この現状をどう思われるか。

**問** 教育長 選抜試験を通過し、レベルの高い集団で6年間モチベーションを維持しながら、競争に耐え得る本物の目的意識があるのか十分見極める必要がある。

**答** また、6年生の保護者を対象とした中学校説明会で、リスクの面は言いづらい。

学校給食の現状は

**問** 学校給食の現状について

**答** 学校教育課長 民間委託しているが、昨年12月、三田川校区の受託業者の事業廃止により、鳥栖給食センターが事業を引き継ぎ、平成21年度から同一単価の契約となる。

# 指定管理者導入で、なぜ経費が増えるのか

〔商工観光課長〕要因は新規の樹木剪定管理費などである



吉富 利春 議員

**問** 世界的不況の中、地方分権が少し動き出した今日、真の地方自治が問われ、自治を確立するためには、①効率性②透明性③合理性の三つの条件が必要である。コミュニティホールが指定管理になって9カ月、効率、効果を望むのは無理としても、指定管理であるがゆえに、公の場の効果を最大限に発揮させるとともに、その管理にかかる経費の縮減を図らなければならないと思う。直営時より費用が120万円程度増加しているのはなぜか。

**答** 商工観光課長 増加の要因として、20年度は7月からの9カ月分であったが、新年度は1年分を計上していること、新規の樹木剪定管理費35万7000円などである。

昨年7月に管理を委託した後、コミュニティホールの利用実績は、毎月絵画教室や水墨画展、絵手紙展等、多く活用されている。また、観光客の案内についても十分努力されている。



▲昨年7月、指定管理されたコミュニティホール

**問** 町道田手村目達原線の道路整備は、前に進んだように見える反面、三田川庁舎東交差点から本戦橋までの間500mでも数件の用地交渉が進んでおらず、道路の進捗状況にも大きな影響を落としている。用地交渉が進まない先に工事が一歩も進めない現況は、対応に問題があると思うが。



▲一部改良された田手村目達原線

**答** 建設課長 残念ながら指摘のとおりで、遅れた用地交渉には誠心誠意その任にあたる覚悟である。

**問** 我が国の経済も後退局面に入っているが、幸い定額給付金の支給に伴い、景気対策の一環として吉野ヶ里町も商工会においてプレミアム付き商品券の発行が計画されているが、本当に景気の起爆剤になり得るのか。

**答** 商工観光課長 商工会が発行するプレミアム付き商品券に対し、町が助成金を出すものか。

ので、これには国の交付金が充てられる。現在商工会において計画が進められており、500円券22枚セット1万1千円分を1万円で、一人当たり3セットまで購入できる。販売日は平成21年4月5日、販売場所は吉野ヶ里町商工会玄関前と東背振庁舎玄関前。商品券が使える店舗は、吉野ヶ里商工会員の105店、取扱店はのぼりとポスターを貼る。

※他の質問  
吉野ヶ里町の児童の携帯電話の学校持込の対応



# 特別職(三役)及び議会議員報酬額数%削減し 緊急雇用対策の財源の一部に充てる考えは



立石 良雄 議員

「町長」議会でまとめてもらえれば我々も即答する

**問** 一雨ごとに春めいて来たがアメリカ発の不況の嵐に世界中がまきこまれ、日本列島も冬景色である。パフォーマンスではないが特別職三役の給料、議員報酬の数%を削減し、緊急雇用対策財源の一部に充てる考えは。

番目、副町長7番目、教育長4番目である。  
**問** 3月6日の議会開会前に、「一般質問で報酬削減の件を質問する」旨発言した。その後も個人の意見として副議長に、「議会内での話し合いと、条例改正の追加提案を町長へ働きかけるようお願いした。」  
要は給料報酬が県内何番目とかではなく行政、議会は何時も住民を見守っているという姿勢が大切である。船にたとえると町長は船長、乗組員は職員、客は住民であり信頼関係が大切である。

緊急雇用対策の財源の一部に充てる考えであるが、議会と我々三役がそつう目的を打ちだして行けば町民も喜ぶと思う。追加提案であるが、今議会に限り議会でまとめてもらえば私共も即答する。  
数日の時間があるので、そつうことも含めて町民に喜んでいただけるものに充てるべきだ。

不法建築物の撤去と隣接地権者との約束ごとについて

**問** 旧村道公有地の建築物は不法占拠ではないのか。  
**答** 建設課長 この件は十分承知している。平成15年4月時点で

学校横田線旧道の不法建築物の撤去と隣接地権者との約束ごとについて  
隣接地権者との約束事については、旧東背振時代に下三津東地区から学校横田線の側溝設置の要望が村当局に提出されていた。村は予算を付け測量を行ったが、工事発注前に諸般の事情で、発注をとりやめた経緯がある。その件は、平成18年度に終結した。また、側溝の設置は町に引き継がれると認識している。

医療センターとの連携について

**問** 取り組みの内容を伺いたい。  
**答** 福祉課長 地域医療連携室が開設されている。

町民対象には、認知症の相談窓口が毎月第4水曜日の15時から17時まできらり館で「物忘れ相談室」が開設されている。同センターでは、精神科だけの医療にとどまらず住民との交流を重視し、特に医療観察病棟の整備を契機に同センター内にグラウンドゴルフ、ソフトボールができるグラウンド整備が計画されている。

もの心の診療拠点病院の開設。  
また、全国初の医師養成研修センターが本年度から建設され、22年3月に完成。  
なお、地域に根ざした病院として、昨年11月7日付で広報ひぜんだより」を創刊されている。  
今回第2号を配布されているが、今後、同センターは住民に密着した医療機関として活躍されると思う。



▲整備が進む肥前医療センター

# 吉野ヶ里町学問のススメの意義とは

【学校教育課長】家庭学習の定着を啓発するものである



真木 良文 議員

**問** 吉野ヶ里町学問のススメの意義とはどのようなものか。  
**答** 学校教育課長 人間は学ぶことによって視野を広げ、バランスのとれた人になっていくものであり、学齢期にしっかりと学び人間としての基礎を培うことは、吉野ヶ里ひいては社会基盤を磐石にしていけるものである。

しかし、全国学力調査の結果からも明らかのように、当町の子どもの「家庭学習の時間」は、小学6年で「全くしない」、「30分以内」を合わせると3割を上回り、全国との違いは、12ポイントを超えている。

中学3年では「全くしない」、「30分以内」を合わせると3割を上回り、全国との違いは、12ポイントを超えている。

時間以内の学習時間が全体の15%近くいる。明らかに全国平均を大きく下回っているため、学問のススメは、現状を打破し家庭での学習定着の啓発を促すものである。

## ●「吉野ヶ里町学問のススメ」のパンフレット

**大人は子どもの手本です！  
今、私たち大人ができることは！**

子どもは、本家真ん中である自らの存在です。その子ども達を、まっすぐ伸びる竹のように育てていくのは、親、学校、大人の責任です。家庭の、町の宝である子ども達を育てるために、私たち大人がすぐにでもできることを始めていきましょう。

**家族・地域の絆を深めるために**

- ★家庭の日や休日は、子どもと過ごす時間を設けましょう。
- ★テレビやゲームの時間を減らし、直にふれ合う時間を増やすように心がけましょう。
- ★読み聞かせや自然の中で遊び込む等、子どもの心を育てる努力をしましょう。
- ★地域の行事に積極的に参加し、地域の中での繋がりを深めましょう。

**社会のルールやマナーを身に付けさせるために**

- ★笑顔のあいさつを親から先にしてあげましょう。
- ★小物の扱い捨て、たばこの投げ捨て等、子どもの心を痛める行いをしないようにしましょう。
- ★レストランや電車の中等、公共の場や機関では、大人が率先し、周囲に迷惑をかけないように心がけましょう。

私たち大人が、  
子どもの手本になるようにがんばって  
いきましょう！

私たちの住む吉野ヶ里町から  
明るい未来を切り拓いていきましょう！

**吉野ヶ里町学問のススメ！**

後期：中2～中3  
●教科のよりエンターテインメントや学校より配布されている、「家庭学習の仕方」を参考に、1日2時間以上の家庭学習ができるようになります。

【学習時間＝学年×1時間⇒3～4時間】

●その日の授業内容を再整理したり、基本的な整理方法を使って整理したりすることができるようになります。

●授業に付いたことは、資料・メディア・情報通信等を利用して、自分で調べることができるようになります。

中期：小5～中1  
●教科や学習ノート等の学習を、決まった時間に決まった場所で行うことができるようになります。

【学習時間＝学年×10～15分⇒1～1.5時間】

●今日学習したことを、ノートを用いながら整理することができるようになります。

●家庭の状況や興味・関心、学習習慣等を考慮して行うことができるようになります。

前期：小2～小4  
●時間を決めて授業や宿題の学習をしっかりと進められるようになります。

【学習時間＝学年×10～15分⇒0.5～1時間】

●テレビを見ながらなど、「ながら勉強」は行わず、決まった場所で学習をすることができるようになります。

●家庭との連携のもと、自習や家庭学習を楽しむことができるようになります。

黎明期：年長～小1  
●時間を決めて授業や宿題の学習をしっかりと進められるようになります。

【学習時間＝学年×10～15分⇒0.3～0.5時間】

●テレビを見ながらなど、「ながら勉強」は行わず、決まった場所で学習をすることができるようになります。

●家庭との連携のもと、自習や家庭学習を楽しむことができるようになります。

●学習の基礎は、何と言っても生活習慣の確立！

- 時刻を決めて起床・就寝をしよう！(小学生は9～10時、中学生は11時までには寝よう！)
- 1日3回規則正しい食事をしよう！(朝の朝食は必ず、必ず食べよう！朝ごはん・朝食やジュースは控えよう！)
- テレビやゲームは2時間以内！(その日のゲームは30分まで！)
- 携帯電話はもたないようにしよう！



# 定額給付金を装った振り込め詐欺への対策は

## 〔企画課長〕広報啓発活動や警察・金融機関との連携などで対応



古賀 政信 議員

### 個人情報保護対策は

**問** 定額給付金事業に関して、政府は紓余曲折の末、衆議院での再議決により実施された。

**答** 企画課長 給付申請については、住民基本台帳が基となり、また原則として金融機関の口座指定となっているが、個人情報保護に関する対策はどのように考えられているのか。

ど個人情報に関する内容が多くあり頭を痛めている。

個人情報保護に関しては非常にデリケートな問題をばらんでいることは十分認識しているもので、受付業務は全般的に職員で行うなど、慎重に対応して行きたい。

### 振り込め詐欺対策は

**問** 定額給付金の給付を装った振り込め詐欺等の犯罪防止策についての対策、及び警察などとの連携はどのようにされているのか。

**答** 企画課長 振り込め詐欺については県内でも後をたたず発生し、給付金を装った件についても発生していることなどから、町では注意

を促す記事を町広報などに掲載し、町民への啓発活動を行っている。

また、振り込め詐欺は手口が非常に巧妙であるので、町民の方も関心をもってもらい、地区の集会などでも話題にしてほしい。

一方、警察や金融機関との連携・協力についても今後十分協議していく。

**問** 詐欺の被害者となることが多い高齢者に対する対策は。

**答** 企画課長 非常に大きな問題であり、特に一人暮らしの高齢者に関しては、一定の把握を行い、気をくばり、民生委員会や区長会にも配慮してもらったよう相談している。

また、給付日の関係では、

金融機関とも十分打合せを行う。

### 先行取得地の活用を

**問** 町道田手村目達原線の田手南交差点から東方面三田川小学校までの拡幅改良工事については、現在未定であると思うが、田手南信号交差点東の元パチンコ店南は、町が一部用地買収し、水路の移設も行い、3m位の幅で広くなっており、道路高に造成、整備されているが、用地と道路の境にガードパイプが設置されている。

この場所は、道路が狭小で交差点にも近いので朝夕の通勤時には離合できずに混雑し、危険な状況が見られる。

子どもたちの通学路に

もなっているもので、安全面を十分考慮して、早急に改善されないのか。

**答** 建設課長 町道田手村目達原線の改良計画もあつたので、三田川町時代に一部を道路用地として先行取得し、水路移設など応急工事を行って

指摘の場所は、田手村目達原線の改良計画もあつたので、三田川町時代に一部を道路用地として先行取得し、水路移設など応急工事を行って

指摘の場所は、田手村目達原線の改良計画もあつたので、三田川町時代に一部を道路用地として先行取得し、水路移設など応急工事を行って

ているので現段階でも歩道の整備を検討する余地はあるが、予定されているスーパーマーケットの開発行為届出時点で、建設課として考え方をまとめ、整備・改良事業に向け、財政サイドとも財源面なども含めて協議していく。



▲整備が待たれる先行取得地の田手南交差点付近

# 定額給付金はいつ支給するのか

## 〔企画課長〕4月下旬に支給を考えている



大隈 正道 議員

### 定額給付金

**問** 定額給付金の申請から支給までのスケジュールを説明してほしい。

**答** 企画課長 4月8日から10月8日の日程で申請を受付ける。集中申請場所は中央公民館ときらら館で実施する。支給については、4月下旬を計画している。

### 商品券発行は

**問** 計画されている商品券に対する町の取り組みは。

**答** 企画課長 商工会が発行するプレミアム付商品券について町が補助金を出す予定である。財源は国の交付金を充当する。



▲プレミアム付商品券

計画では3千万円分の商品券を発行し、1万円に対し、千円分のプレミアムを付価するもので、一人につき3セットまでの購入ができる。

販売日は4月5日から商工会及び東脊振庁舎を予定している。

**答** 財政課長 65歳以上を対象に肺炎球菌ワクチン予防接種、妊婦検診助成を5回から14回に増やし、小学1年生から6年生までの入院費の自己負担分を助成する。

また、三田川小学校及び東脊小学校（部）のグラウンドを芝生化する計画である。

### 町長の公約について

**問** 就任から3年が経過したが、公約した事項の実行と評価をどのように考えているか。

**答** 町長 評価については町民の方が評価されるものと思

一、「出会い、ふれ合い、支え合い」心の通い合う“まち”づくり  
新しい町にふさわしい、連帯感のある“まち”づくりのため、まず町内を循環するバス「吉野ヶ里号（仮称）」を走らせ、住民が交流しやすい環境を整備します。また、イベント・スポーツ・文化活動を通じて心が通い合う場をつくり、住民皆さんが参加できる活力ある“まち”づくりをめざします。

一、全国に誇れるオンリーワンの“まち”づくり。美しい自然・歴史と伝統の保護、活用  
雄大な育振山系や南北を流れる田手川、国営吉野ヶ里歴史公園、日本茶発祥地、地域伝統行事など、住民の心の憩いとなる自然や歴史、伝統守る事業・整備を積極的に行います。

一、地域産業を活性化し、「働く場」を創造  
「商工業ゾーン拡大、観光振興、農林業支援」。この“地域活性プロジェクト”で町に新しいチカラを根付かせます。国道385号、34号、東脊振インターの利便性を生かし、企業誘致を自ら積極的に推進します。また歴史公園、温泉、物産販売所、特産品の推奨など町の活性化を図り、「働く場」を創造します。

一、健康で、いきいきとした暮らし。子育て支援と教育環境・福祉の充実  
若いお母さんも安心して子育てができるように、児童館及び、ダム振興事業による生涯学習センター（図書館併設）を設立。若い世代と団塊世代、さらに高齢者や障害者の方とも支え合う環境整備を促進します。また未来を担う子供たちのために、教育環境の充実と食育の推進を図ります。

一、開かれた役場と住民サービスの充実  
広く住民の声を聞くために“出張町長室”を実施、住民との対話をより深めます。そして住民サービスを充実するために心の民営化を目指します。

**問** 任期まであと1年を残しているが、やり残したことがあれば。

**答** 町長 各種団体と意見交換し、心の民営化を推し進め、町財政の健全化を図りながら町づくりに努めたいと考えている。



# 訃報



北村一成氏(前議長)が4月18日に逝去されました。

故北村氏は、平成15年4月に旧東脊振村議会に初当選、副議長の要職を務められました。

平成18年4月、吉野ヶ里町として最初の議会議員選挙で当選され、その後の初議会で初代議長に就任されました。

町の発展を願いながら議長活動に邁進されていましたが、健康がすぐれず、3月27日に議長職を辞職されました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

吉野ヶ里町議会議員一同

## 視察研修報告

文教厚生常任委員会 (2月18日・19日)

### 公共下水道汚泥処理と学校グラウンド芝生化事業を視察

文教厚生常任委員会は、2月18・19日に公共下水の汚泥の最終処理場と学校グラウンドの芝生化について視察研修を行いました。

まず、本町の公共下水道汚泥の最終処分場である宮崎市田野町の「南九州ソイル株式会社」では、家庭や給食センターの生ゴミ、集落排水、公共下水の汚泥などを混ぜ合わせ、堆肥化し、最終的には肥料を作り、販売されていました。下水の汚泥のみでは発酵が難しいので、生ゴミなどを混ぜ合わせて発酵を促しているとのことでした。

この肥料は農林水産省から普通肥料として登録され、土壌改良剤として用いられ、20kg当たり400円で販売さ



▲最終処分工程の研修



▲南九州ソイル株式会社事務所

れています。含水率も20%を下回っているのも臭いもなく、契約農家では無化学肥料、低減農薬栽培としてキャベツ、白菜、大根等が生産されていました。本町の公共下水の汚泥は、町内の産業廃棄物処理業者が引き取り、自社の中間処理場で食品汚泥などを混ぜ合わせ、脱水して「南九州ソイル株式会社」へ搬入されています。

次に、平成19年度に文部科学省の「安全・安心な学校づくり交付金」事業の補助(補助率3分の1)で、学校緑化のためグラウンドの芝生化に取り組み

校」を視察研修しました。

時期的には、芝が枯れ、小さな新芽が出てきている養生期であったので、児童にもグラウンドの使用はさせていないとのことでした。

芝の維持管理の面では、外部に委託するのではなく、校長先生が自ら熱心に取り組まれているので、経費も安いとのことでした。

具体的な維持管理は、年8回の施肥、6回の芝刈り、灌水及び土壌に空気を送り込むために年数回実施するエアレーション作業などでした。

芝生化の効果としては、砂塵対策のほか、地球温暖化防止策として、また、児童が外で遊ぶ機会が増え、ストレスの軽減にもなっていることなどでした。

今回の視察研修を経て、今後の吉野ヶ里町の施策推進に大変参考になりました。



▲サブグラウンドを芝生化